

企画提案仕様書

1 委託業務の名称

令和4年度ベンチャーチャレンジ職員育成支援業務

2 趣旨

複雑・多様化する行政課題に対し、現場主義のもと、前例にとらわれず、民間団体等と連携して先進性のある施策提案を行うため、ベンチャーチャレンジ職員育成事業参加職員等（以下、「研究グループ」という。）に対し、各研究グループの進捗状況等を把握した上で、研究テーマに応じた専門家の派遣、共同研究先のマッチング支援を実施する。

※ベンチャーチャレンジ職員育成事業の概要については、別紙「事業概要」及び「研究実施の流れ（例）」のとおり

3 業務内容

研究グループを支援する体制を構築した上で、各研究グループとの面談を通じ、進捗状況を把握し、専門家の派遣、共同研究先等のマッチング支援を行うなど、提案のレベルアップを図る。

(1) 面談業務

ア 対象：研究グループ 15グループ程度

※令和3年度からの継続研究グループ及び令和4年度からの新規研究グループ

イ 業務内容：研究の進捗状況等を把握するために、各グループと定期的に面談を実施

ウ 面談回数：原則、各グループ2ヶ月に1回実施。1回あたり1時間程度を想定

エ 面談日程：各研究グループとの調整により、決定すること

オ 備考：・面談を実施する場所は、原則、京都府庁（広域振興局等含む）とする。他の施設で実施する場合は、その使用料は、受託者負担とする。なお、新型コロナウイルス感染症の流行状況等に応じ、オンライン面談も可とする。

・各研究グループの研究内容や具体的な要望を把握し、積極的に(2)の業務や(3)の業務を実施すること。また、適宜必要な助言を行うこと。

・別途京都府が実施する令和3年度からの継続研究グループを対象とした研究成果報告前及び二役報告前の面談、令和4年度からの新規研究グループを対象とした初回面談及び中間報告前等の面談についても参加の上、同様の対応を行うこと。各グループ1回あたり1時間程度を想定

(2) 専門家派遣業務

ア 対象：研究グループ 15グループ程度

※令和3年度からの継続研究グループのうち希望するグループ及び
令和4年度からの新規研究グループ

(参考：別紙「過去5年間のベンチャー提案一覧」)

- イ 業務内容：各グループの研究テーマに関する専門知識、ノウハウを有する専門家を派遣し、研究への助言を実施
- ウ 派遣する専門家：派遣する専門家については、地域コミュニティ、環境、文化、商工、スポーツ、健康福祉、働き方、観光、農林、ICT・AI、防災等、多岐にわたる分野の各専門家
- エ 派遣回数：原則、各グループ1回の専門家派遣を実施。1回あたり2時間程度を想定
- オ 派遣日程：各研究グループ及び専門家との調整により、決定すること
- カ 備考：
 - ・専門家への謝金、旅費、調整費は受託者負担とする。
 - ・専門家派遣を実施する場所は、原則、京都府庁（広域振興局等含む）とする。他の施設で実施する場合は、その使用料は、受託者負担とする。なお、新型コロナウイルス感染症の流行状況等に応じ、オンライン面談も可とする。
 - ・（1）の業務を通じ、各研究グループの研究内容や具体的な要望を把握し、積極的に専門家派遣を実施すること。

(3) マッチング支援業務

- ア 対象：各研究グループ 15グループ程度
※令和3年度からの継続研究グループ及び令和4年度からの新規研究グループ
- イ 業務内容：民間等の連携先を模索する研究グループに対して、研究テーマ（地域コミュニティ、環境、文化、商工、スポーツ、健康福祉、働き方、観光、農林、ICT・AI、防災等）に応じた共同研究先のマッチング支援
- ウ 備考：
 - ・（1）の業務を通じ、各研究グループの研究内容や具体的な要望を把握し、積極的にマッチング支援を実施すること。
 - ・グループ組成前の提案者、予定者等についても、同様に対応すること。

4 アンケートのとりまとめ

- (1) 業務の効果を確認するため、アンケート（様式自由）を作成・配付し、3（2）の専門家派遣実施ごとに回収すること。また、業務完了時点で全体の集計及び分析報告を添付すること。
- (2) アンケート結果、結果分析については、業務完了報告書に添付の上、報告するものとする。

5 その他業務の履行に当たっての留意点

- (1) 本業務の実施に当たっては、京都府と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示

に従って業務を進めること。

- (2) 受託者が本業務を通じて作成した著作物（研修テキスト、カリキュラムなどの著作物を含む。）に関する著作権（著作権法（昭和45年5月法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。）は、京都府に帰属するものとする。ただし、既に受託者が保有しているものが組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、受託者に帰属する。この場合、受託者は京都府に対し当該著作物を使用するために必要な範囲で、当該著作物の利用を無償で承認すること。
- (3) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ京都府の承諾を得たときは、この限りではない。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (5) その他本仕様書に定めのない事項については、京都府と協議して決定すること。